

困つたなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

姉に遺産相続を
させたくないのですが…

相続のご相談です。

半年前に父が亡くなり、相続人は母（70歳）と私（40歳）、姉（45歳）の3人です。

遺産は、今母が住んでいる家と土地（5000万円相当）だけです。父は高給取りだったのでも、貯金も多額にあつたはずですが、実際にはほとんど残っていません。

というのは、姉が息子をどうしても私大医学部にやりたいと、寄付金や学費やその他、計7000万円もの大金を姉夫婦に貸してしまったからなのです。

うち2000万円は父死亡後、母の一存で貸し出されたものです。父は母に家計を任せきつて

いて、母は父の口座から自分の口座に金を適宜移し替え、好きなどうにしていました。

母は姉に老後の面倒を見てもらうつもりだったし、孫を医者にしたい気持ちもあって、私の子供らには何もしてくれないのに、姉らはとても尽くしていました。姉の夫が失業した5年前、一家は実家に移り、その際家賃月5万円を払うと言っていたのに、ただの一度も支払わなかつたようです。両親の面倒も

また、いずれ母が亡くなったら、母には一切相続をさせたくないのですが、そのためには、金もきれいに返してもらいたいのです。姉たちはもらつたと言つてはいるようですが、借用書がある貸付もあります。

見づ、先日母が倒れた時には同じ家にいて放つたらかしでした。

私は、姉一家には家からすぐ出て行つてもらい、貸したお金もきれいで返してもらいたいのです。姉たちはもらつたと言つてはいるようですが、借用書がある貸付もあります。

お話をすると、お姉様は「いぶん親不孝な方のようですね。單純に計算して、遺産は本来1億2000万円分あるので、法定相続分で割るとお母様が6000万円、姉妹は各3000万円です。つまりお姉様はすでに明らかにもらいます。父は母に家計を任せきつて土地建物はお母様とご相談者2人で分ければよいことになります。

ただそれ以上に、お姉様への7000万円は贈与ではなく貸与だから、取り戻したいのですよね。結論から言うと、それは非常に難しいのです。

多額すぎて実際に払えないだろうこともあります。まず、お父様死亡後の2000万円については、本来相続人全員のものを勝手にお母様が処分したのですから、取り戻すとなると、横領（不法行為）をしたお母様を相手にすることになります。

訴訟を起こせますが、家族間の理論的には貸金返還請求

貸し借りですから、裁判所が贈与ではなく貸与だと認定してくれるかどうか。実際お母様にしても必ず返してもらうとの意図はなかつたのではないでしょうか。

現実的な一番の解決法は、2人を相手に遺産分割調停を起こし、お姉様は生前贈与分がすでに相続分を超えてるので取り分ゼロとし、残つた遺産である土地建物はお母様と話し合つて、ご相談者の単独所有とすること

